

令和5年3月以降の取組等について

令和4年度第3回運営審議会（令和5年2月24日）以降の主な状況変化や取組等については以下のとおり。

1 新型コロナウイルス感染症対策の取組等

(1) 医療機関等光熱水費支援給付金の支給

地域医療の継続のため新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組み続けている市内の医療機関等に対して、光熱水費を含む物価の高騰による負担軽減を目的に医療機関等光熱水支援給付金の支給を行った。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金の交付

一般社団法人国立市薬剤師会が実施した、市内10ヵ所の薬局において感染症に関する相談対応、抗原検査キットの配布及びパルスオキシメーターの貸出を行う事業に対し、補助金を交付することで支援を行った。

2 市の組織改正

令和5年4月1日付の組織改正により、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を保健センターに統合。令和5年度より新型コロナウイルスワクチン接種については保健センターの業務として実施することとなった。

3 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日

付で「新型インフルエンザ等感染症（2類相当）」から「5類感染症」に移行した。これにより、感染症対策についても法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し国民の自主的な取組をベースとした対応へと移行することとなった。

保健センターにおいても、市報やホームページ等に5類移行の考え方を掲載したほか、YouTubeチャンネルに国立市医師会からのメッセージを市長が紹介する動画を投稿する等、市民への周知を図った。

以 上